

飲料水検査結果書

発行年月日：2023年2月27日

唐津市長 様

2023年2月1日に受付しました貴依頼試料の分析結果を以下の通り御報告いたします。

業 務 名	唐水浄委第1号 唐津市上水道水質検査等業務		〒 8 4 9 - 0 9 2 8 佐 賀 県 唐 津 市 丁 目 5 - 2 5
試 料 名	59 菰津 給水(肥前地域活性化センター)		新 栄 地 研 会 社
採 取 日 時	2023年2月1日 10:20		
採 取 者	新栄地研(株) 池田		
気 温	11.3℃		
水 温	8.6℃		

水道法第20条厚生労働省令第180号 建築物飲料水水質検査基準(水道法第101条) TEL: 0952-32-0912(代) TEL: 0952-32-0984(水質課直通) FAX: 0952-32-0944 検査責任者: 小林 広樹

No.	検査項目	単位	検査結果	基準値	No.	検査項目	単位	検査結果	基準値
1	一般細菌	個/ml	0	100 以下	27	総トリハロメタン	mg/L	0.01	0.1以下
2	大腸菌	-	不検出	不検出	28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.013	0.03以下
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003以下	29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.0075	0.03以下
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005以下	30	ブロモホルム	mg/L	0.0005未満	0.09以下
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1以下
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.2以下
8	六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02以下	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3以下
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	16	200以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	10以下	37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05以下
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8以下	38	塩化物イオン	mg/L	17	200以下
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	67	300以下
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002以下	40	蒸発残留物	mg/L	120	500以下
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05以下	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.04以下	42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001以下
17	ジクロロメタン	mg/L	0.0005未満	0.02以下	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001以下
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.01以下	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02以下
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.01以下	45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005以下
20	ベンゼン	mg/L	0.0005未満	0.01以下	46	有機物等(TOC)	mg/L	0.4	3 以下
21	塩素酸	mg/L	0.04未満	0.6以下	47	pH値	-	7.6	5.8~8.6
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	48	味	-	異常なし	異常でないこと
23	クロロホルム	mg/L	0.0012	0.06以下	49	臭気	-	異常なし	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.009	0.03以下	50	色度	度	1未満	5 以下
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.0031	0.1以下	51	濁度	度	0.1未満	2 以下
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下	-	残留塩素濃度	mg/L	0.3	0.1以上

判 定：上記項目について水道水水質基準(平成15年5月30日厚生労働省令第101号(令和2年4月1日一部改正))に適合する。

※検査方法:平成15年7月22日厚生労働省告示第261号(平成24年4月1日一部改正)